

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第5号

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和48年野田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

第1条中「野田市体育施設（以下「体育施設」という。）」を「野田市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）」に改める。

第2条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第3条の表以外の部分中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条の表
「
中

野田市営関宿少年野球場

 を

野田市営関宿スポーツパーク

」

に改める。

第4条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第4条の2各号列記以外の部分中「野田市営関宿少年野球場（以下「少年野球場」という。）」を「野田市営関宿スポーツパーク（以下「スポーツパーク」という。）」に改め、同条第1号及び第2号中「少年野球場」を「スポーツパーク」に改める。

第5条第1項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第5条第2項第2号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第6条の見出し中「納入」を「納入等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、スポーツパークの使用料は、無料とする。

第8条及び第10条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別表中「第6条」を「第6条第1項」に改め、5を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例（平成30年野田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

関宿少年野球場公衆トイレ	野田市古布内1943番地2
--------------	---------------

」

「

を

野田市営関宿スポーツパーク内第1公衆トイレ	野田市古布内1943番地2
野田市営関宿スポーツパーク内第2公衆トイレ	野田市古布内1944番地2
野田市営関宿スポーツパーク内第3公衆トイレ	野田市古布内1940番地2

に改め

」

る。